



文化とスポーツ

●4月はあいさつ運動推進強調月間「あいさつは顔見て目を見て「心見て」人と人とのコミュニケーションの第一歩は、毎日交わすあいさつです。市では、青少年の健全育成活動の一環として、ふれあいと思いやりのあるまちづくりを目指し、特に4月・7月・11月をあいさつ運動推進強調月間としています。

子どもたちとおはよう、「こんにちは」など、あいさつを交わす一声運動にご協力ください。
〈青少年係〉



●子ども会補助金説明会 子ども会の世話人(代理も可)を対象に、補助金交付について説明します(申込不要)。日時4月16日(月)の午後6時30分～7時30分 場所市役所1階市民ホール 補助額1団体につき年額7700円から(加入人数に応じて加算あり) 〈社会教育係〉

●江戸の和算から学ぶ 生涯学習サポーターを講師に、身分制度を越えて庶民に親しまれた和

算について学びます。日時4月22日、5月13日、6月17日(いずれも日曜日/全3回の午後1時30分～3時30分 ※1回のみの参加も可) 場所松原町コミュニティセンター 定員30人(申込順) 参加費1回500円 申込4月2日から社会教育係へ

総合スポーツセンター 総合スポーツセンター教室担当 544-4151 544-4152 スポーツ振興課 544-4152

【申込共通事項】 往復はがきに教室名(1通につきひとつ)と、住所・氏名(ふりがな)・年齢(小・中学生は学年も)・性別・電話番号を記入し、4月15日(消印有効)までに〒196-0033 東町5-13-1 総合スポーツセンター 教室担当へ ※ひとつの教室につき1人1通のみ/返信面にも住所・氏名を記入

●子ども水泳教室 期日5月6日・13日・27日、6月3日・10日(いずれも日曜日/全5回) 対象・時間▽小学1～3年生 午後1時10分～2時10分

学4～6年生 午後2時40分～3時40分 場所総合スポーツセンター 定員各15人(初めての方優先/多数抽選) 参加費1250円 申込 入共通事項のとおり

●クライミング初心者教室 日時5月12日・26日、6月9日・23日(いずれも土曜日/全4回)の午前10時～正午 場所総合スポーツセンター 対象15歳以上の方(中学生を除く) ※親子で参加する場合のみ小・中学生も可 定員20人(初めての方優先/多数抽選) 参加費4000円(小・中学生は2000円) 申込 申込共通事項のとおり

日時5月12日・26日、6月9日・23日(いずれも土曜日/全4回)の午前10時～正午 場所総合スポーツセンター 対象15歳以上の方(中学生を除く) ※親子で参加する場合のみ小・中学生も可 定員20人(初めての方優先/多数抽選) 参加費4000円(小・中学生は2000円) 申込 申込共通事項のとおり

日時5月12日・26日、6月9日・23日(いずれも土曜日/全4回)の午後1時～3時 場所総合スポーツセンター 対象小・中学生 定員20人(初めての方優先/多数抽選) 参加費2000円 申込 申込共通事項のとおり

日時5月12日・26日、6月9日・23日(いずれも土曜日/全4回)の午後1時～3時 場所総合スポーツセンター 対象小・中学生 定員20人(初めての方優先/多数抽選) 参加費2000円 申込 申込共通事項のとおり

日時5月12日・26日、6月9日・23日(いずれも土曜日/全4回)の午後1時～3時 場所総合スポーツセンター 対象小・中学生 定員20人(初めての方優先/多数抽選) 参加費2000円 申込 申込共通事項のとおり



小学生の下校時の見守り放送を実施

下校時を狙った犯罪から子どもたちを守るため、防災行政無線で呼びかけます。市民の皆さんの見守りと声かけをお願いします。

◇放送日時(原則) *4月9日(月)～17日(火) 小学1年生の下校に合わせ、午後0時5分 *4月18日(水)以降 午後2時30分

※土・日曜日、祝日、夏休みなどの学校休業期間を除きます。

◇内容 「こちらは昭島市役所です。小学生が下校しています。子どもたちの安全の見守りをお願いします。小学生の皆さん、交通ルールを守りましょう。」

☆詳しくは、学務係へ。

商店街の空き店舗を活用しませんか ～空き店舗活用補助金～

市内商店街の活性化を図るため、空き店舗を活用する場合は、店舗賃借料や、工事費などの一部を補助します。

必ず事前に市役所産業振興係に相談してください。

◇募集期間 4月2日(月)～平成31年1月31日(木)の平日

※年末年始を除きます。

※申請額が予算額の上限に達した場合、募集を終了します。

◇対象 商店街・協同組合

◇内容 「こちらは昭島市役所です。小学生が下校しています。子どもたちの安全の見守りをお願いします。小学生の皆さん、交通ルールを守りましょう。」

☆詳しくは、学務係へ。

◇どの団体、民間事業者、創業者、社会福祉法人、特定非営利活動法人など

※改装工事の着工日から3か月以内の開店できる場合に限りです。

※要件について詳しくは、市ホームページをご覧ください。 けます。

◇補助額 店舗賃借料及び工事費などを合わせた額の3分の2(100万円を限度)

☆詳しくは、産業振興係へ。